

保護者 様

伊豆の国市教育委員会

5 月 8 日以降の新型コロナウイルス感染症対応について

薫風の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 5 年 5 月 8 日付で新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行するにあたり「学校における衛生管理マニュアル」が改訂されました。このマニュアルに基づき、以下のとおり対応します。各ご家庭で確認いただき、引き続き学校の教育活動にご協力をお願いいたします。

<変わる事>

【感染が判明した場合】

- ・発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快^{*}した後 1 日を経過するまで出席停止とします。登校再開時に経過報告書を提出していただきます。(裏面参照)
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまではマスクの着用を推奨します。
- ・濃厚接触者としての特定は行いません。ご家庭内で感染予防にご留意ください。
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

【健康観察について】

- ・毎日の健康観察カードの提出は、求めません。
※日頃より体調管理に留意し、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合は無理をせず、早めに医療機関に受診してください。

【その他】

- ・教職員にマスク着用を求めません。

<変わらない事>

【基本的な対応等】

- ・児童生徒にマスク着用を求めません。
- ・手洗い、換気、咳エチケット等の基本的な感染対策は変わりません。
- ・地域や学校において、感染が流行している場合、感染リスクが比較的高い活動では必要な感染症対策をとることがあります。

※その他不明な点がございましたら、お子様が通われている学校または、下記電話番号までお問い合わせください。

伊豆の国市学校教育課
0 5 5 - 9 4 8 - 1 4 4 4